

危険物の ATC 内持ち込みに関する規定

2015 年 6 月  
先端技術センター

危険物の ATC 内持ち込みについて規定する。危険物とは薬品、油脂、高圧ガス等である。危険物の管理は安全衛生推進室が天文台全体について行っており、ATC 内における危険物運用管理については ATC 設備管理が担っている。プロジェクトが ATC 内に持ち込み使用する危険物は ATC 設備管理に届出を行い、使用許可を得てから使用すること。危険物届出については様式に記入し ATC 設備管理に提出する。廃棄する場合も設備管理に届け出ること。

以上

ATC 設備管理 atc-setsubi <at\_mark> ml.nao.ac.jp